自転車指導啓発重点路線（高山警察署）

令和5年5月

この地区で、よく見られる自転車利用者の**違反形態**

- ➢ 交差点における左右の安全不確認
- ➢ 交差点における優先車妨害

NO!!

警察では、自転車運転者の危険な運転行為に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

『岐阜県の自転車安全利用５つの約束』

1. 歩道は、歩行者優先！
2. 交差点では必ず安全確認！
3. 暗くなったらライトと反射材！
4. 二人乗り・並進の禁止！
5. 「ながら運転」の禁止！

【重点地区】　高山駅東地区

➢ 選定理由

- 高山駅東には、古い町並みなどの観光名所が集中するとともに、小学校が点在していることから、観光客・通勤・通学の自転車利用者が多く、並進や歩道通行する自転車も多い。
- 自転車関連事故が多発傾向